

請 願 文 書 表

受理年月日	平成23年11月28日	請 願 者	高島市新旭町安井川481 滋賀県平和委員会 代表理事 吉 村 克 之
受理番号	請願第 1 号		
請願件名	米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを求める請願		
請 願 要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>今年1月に沖縄県の国道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し死亡させる事件が発生しましたが、3月に那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を「公務中」を理由に不起訴処分にしました。</p> <p>また、昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても「公務中」を理由に米軍属は不起訴処分となっています。</p> <p>このような米軍関係者による事故・事件において、それが「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、罪を犯した関係者を、日本の法律で厳正に裁けるよう「『日米地位協定』を抜本的に改正せよ」の声が、沖縄や山口をはじめ全国で広がっています。沖縄県では11月までに、県議会をはじめ41市町村中33議会で決議・意見書が採択されています。</p> <p>「日米地位協定」上の日本が第一次裁判権を有する「公務外」の米兵犯罪について、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第一次裁判権を行使するつもりがない」とする、1953年9月に日米間が交わした密約については、今年8月26日に外務省がその文書の存在を認めました。</p> <p>同時に外務省は、「これは当時の担当者の一方的、政策的発言にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され裁かれている」旨の見解を示しました。</p> <p>しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2010年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）の起訴率は11.7パーセントで、日本全体における起訴率42.2パーセントに比べて極めて低い状況にあります。</p> <p>このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の密約を、「日米間の密約」として認め、それを破棄しないかぎり、これまでと同様に不当な対応が続き、国民の人権が蹂躪されます。</p> <p>これは、「日米地位協定」によって1年に6週間、米軍基地となる饗庭野演習場を抱える滋賀県でも重要な課題で、これを許さないために意見書を日本政府に提出されるよう請願します。</p> <p>【請願項目】 米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを行うこと。</p>		
紹介議員	加藤 昌宏		

